

基本・組織 定 款	文書管理コード Q P R - 0 0 1 - 3 . 2	実施期日 1983年8月25日 制改定日 2024年6月25日 株主総会
--------------	----------------------------------	--

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、JFEシステムズ株式会社と称し、英文では JFE Systems, Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 コンピュータ・システムの開発および販売
- 2 コンピュータおよびその周辺機器の販売
- 3 コンピュータおよびその周辺機器の運用・管理業務の受託
- 4 コンピュータによる情報処理の受託
- 5 コンピュータ・システム関連教育業務の受託
- 6 経済、社会および科学・技術に係る情報の提供
- 7 電気通信およびその関連ソフト・機器の開発ならびに販売
- 8 電気工事、電気通信工事および機械器具設置工事の設計施工
- 9 労働者派遣事業
- 10 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、62,824,000株とする。

(単元株式数)

第6条の2 当会社の単元株式数は、100株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第8条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成、ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第9条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第10条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに隨時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第11条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第12条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第13条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を1名代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第16条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第17条 当会社の取締役は15名以内とする。

(取締役の選任方法)

第18条 取締役は、株主総会において選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

② 取締役会はその決議によって、取締役社長1名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第23条 当会社は、取締役会決議の目的たる事項について、議決に加わることができる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会議事録)

第24条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名する。

(取締役会規則)

第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。

(責任免除)

第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定によって、同法第423条第1項に基づく取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当会社は、会社法第427条第1項の定めにより、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第28条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任方法)

第29条 監査役は、株主総会において選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の議事録)

第33条 監査役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載し、出席した監査役が記名押印または電子署名する。

(監査役会規則)

第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(責任免除)

第36条 当会社は、会社法第426条第1項の規定によって、同法第423条第1項に基づく監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当会社は、会社法第427条第1項の定めにより、監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第37条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第38条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- ② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当の基準日)

第39条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

付 則

- | | |
|------------|-------------|
| 1. 実 施 期 日 | 1983年8月25日 |
| 2. 改 正 期 日 | 1994年6月30日 |
| | 1994年9月30日 |
| | 1997年12月26日 |
| | 1998年3月28日 |
| | 2000年6月30日 |
| | 2000年10月1日 |
| | 2001年6月26日 |
| | 2001年11月28日 |
| | 2002年6月25日 |
| | 2003年6月24日 |
| | 2004年12月1日 |
| | 2005年6月23日 |
| | 2006年4月1日 |
| | 2006年6月23日 |
| | 2007年6月22日 |
| | 2009年6月23日 |
| | 2010年6月24日 |
| | 2011年6月24日 |
| | 2013年10月1日 |
| | 2015年6月24日 |
| | 2017年11月28日 |
| | 2017年12月1日 |
| | 2022年6月24日 |
| | 2023年3月2日 |
| | 2024年6月25日 |
| 3. 立案事務担当 | 総務部総務グループ |